



薬食発 0426 第 3 号
平成 25 年 4 月 26 日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 25 年 4 月 26 日政令第 128 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）が改正され、今般、その施行について、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛て別添写しのとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知されるようお願いします。

写

薬食発 0426 第 1 号
平成 25 年 4 月 26 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について(通知)

平成 25 年 4 月 26 日政令第 128 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。)が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン
- ② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第一条関係)

- ① [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ② [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
(4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

3 施行期日

公布の日(平成 25 年 4 月 26 日)から起算して 30 日を経過した日(平成 25 年 5 月 26 日)から施行するものであること。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

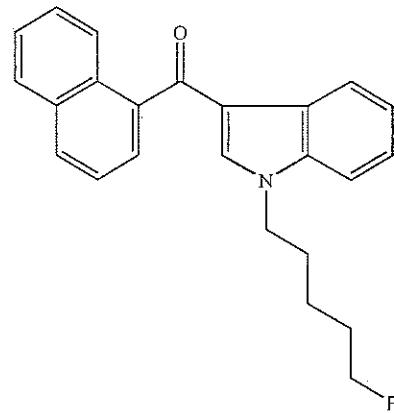
- ① 研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、指定政令の一部を改正する政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、当該施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成25年5月26日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令の一部を改正する政令の施行日前であれば廃棄するよう指導し、施行日以後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたいこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

① 化学名： [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン

通称： AM2201

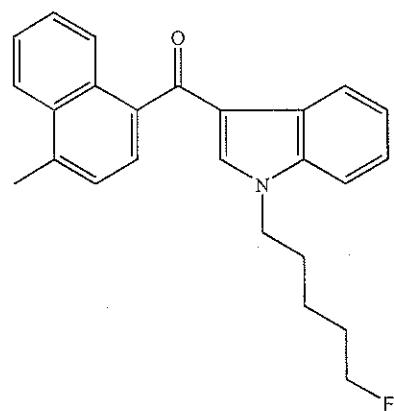
構造：



②化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル]
（4-メチルナフタレン-1-イル）メタノン

通称：MAM-2201

構造：





編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

- 森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三三）

〔告示〕

- 天皇皇后陛下は第六十四回全国植樹祭に御臨場になる件（官内庁三）

- 労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める事務の一部を改正する件（厚生労働一五三）

- 公職選挙法の一部を改正する法律（一〇）

- 公職選挙法の一部を改正する法律（政令）

- 地方税法施行令の一部を改正する政

- 令（一二四）

- 船員法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一二五）

- 船員法に基づく登録検査機関に関する政令（一二六）

- 船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一二七）

- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（一二八）

〔府令〕

- 標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する

- 内閣府令（内閣府二五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官廳報告〕

〔官廳事項〕

〔人事異動〕

〔公告〕

〔諸事項〕

官庁 財團、有権者申出方、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

防衛省共済組合定款の一部変更、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係

会社その他

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）

国家試験

平成二十五年公認会計士試験第II回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）

平成二十五年度林業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）

平成二十五年度弁理士試験の試験会場（工業所有権審議会）

本日公布された法令の「あらまし」は次のページに掲載されています。

この政令は、一千九百六十九年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年四月二十六日	内閣総理大臣　安倍　晋三
平成二十五年四月二十六日	財務大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三	内閣総理大臣　太田　昭宏

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年四月二十六日	内閣総理大臣　安倍　晋三
平成二十五年四月二十六日	内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十五年四月二十六日	内閣総理大臣　安倍　晋三
平成二十五年四月二十六日	内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

政令第二十一条

内閣は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令を制定する。

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中第九十号を第九十二号とし、第六十一号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の二号を加える。

六十一年　「一　（五）フルオロベンチル」　一
　　「H-インドール-3-イル」（ナフタレン-1-イル）　一
　　「メタノン及びその塩類」　一
　　「（五）フルオロベンチル」　一
　　「H-インドール-3-イル」（ナフタレン-1-イル）　一
　　「メタノン及びその塩類」　一

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中第九十号を第九十二号とし、第六十一号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の二号を加える。

六十一年　「一　（五）フルオロベンチル」　一
　　「H-インドール-3-イル」（ナフタレン-1-イル）　一
　　「メタノン及びその塩類」　一
　　「（五）フルオロベンチル」　一
　　「H-インドール-3-イル」（ナフタレン-1-イル）　一
　　「メタノン及びその塩類」　一

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中第九十号を第九十二号とし、第六十一号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の二号を加える。

六十一年　「一　（五）フルオロベンチル」　一
　　「H-インドール-3-イル」（ナフタレン-1-イル）　一
　　「メタノン及びその塩類」　一
　　「（五）フルオロベンチル」　一
　　「H-インドール-3-イル」（ナフタレン-1-イル）　一
　　「メタノン及びその塩類」　一

附 則

この政令は、一千九百六十九年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

農林水産省令第三十二号

森林法施行規則（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する。

農林水産省令第五号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十号）の下に「（同条第三項において準用する場合も含む。）」を加える。

府 令

省 令

規定期の適用については、「試験研究、教育、普及及び保全の監理」に改める。
第九十四条第一項第一号中「第九十一条第一項各号」の下に「（同条第三項において準用する場合も含む。）」を加える。

内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣府令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

農林水産省令第三十二号

森林法施行規則（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する。

農林水産省令第五号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣府令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣府令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣府令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣府令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

附 則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（森林法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する）

第二条　森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

（森林法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する）

第三条　森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年農林水産省令第三十二号）に規定する省令（平成十五年農林水産省令第三十二号）による改正後の森林法施行規則（以下この条において「平成二十五年改正令」という。）第九十一条第一項又は第三項に規定する試験（「当該試験」）を「森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法（以下この条において「試験」という。）に改め、同条に次の一項を加える。

（森林法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する）

第四条　森林法施行規則（以下この条において「試験」という。）に改め、同条第一項イからハまでのいずれかに充てられたもの

第五条　拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務の処理を掌理するもの

第六条　TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、分野別チームを統括するもの

第七条　前号の本部に置かれ、交渉チームを統括するものと読み替えるものとする。

第八条　平成二十五年改正令第八十九条第一号の区分の試験を受けようとする場合（平成二年十五年改正令第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間が五年以上であること）

第九条　この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。